

伊予市教育支援教室「はばたき」通室費用補助金交付要綱

令和 8 年 3 月 18 日

伊予市教育委員会告示第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊予市教育支援教室「はばたき」(以下「はばたき」という。)に通室する児童生徒の保護者等に対し、予算の範囲内において伊予市教育支援教室「はばたき」通室費用補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、伊予市補助金等交付規則(令和 3 年伊予市規則第 9 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるもののほか、規則において使用する用語の例による。

- (1) 児童生徒 伊予市立小学校及び中学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (2) 通室 児童生徒が「はばたき」を利用するため、当該児童生徒の自宅から「はばたき」までの間を往復することをいう。
- (3) 保護者等 児童生徒の保護者又はこれに準ずる者をいう。

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、「はばたき」を利用する児童生徒の保護者等であって、自宅から「はばたき」までの距離が片道 4 キロメートル以上であるものとする。

(交付対象日、通室方法及び補助金の額)

第 4 条 交付対象日は、「はばたき」の開室日(伊予市立小学校及び中学校の長期休業中の開室日を除く。)とする。ただし、「はばたき」が実施する行事への参加その他特別な事情により市長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 保護者等又はタクシーによる送迎の場合、通室 1 回につき、自宅から「はばたき」までの距離が片道 4 キロメートル以上 10 キロメートル未満の場合は片道当たり 500 円を、10 キロメートル以上の場合は片道当たり 1,000 円を支給する。

3 公共交通機関(タクシーを除く。)を利用する場合、当該交通機関を利用した場合の自宅から「はばたき」までの最短の運賃額相当額を支給する。

4 補助金の額は、1月につき20,000円を上限とする。

5 自転車、徒歩等、児童生徒が自力で通室した場合は交付対象としない。

(補助金の交付申請及び請求等)

第5条 規則第5条第1項に規定する申請は、規則第15条第2項に規定する請求と併せて、様式第1号により行うものとする。

2 前項に規定する申請は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める期限までに行わなければならない。

(1) 4月から9月までの通室 10月20日

(2) 10月から3月までの通室 4月10日

3 規則第12条第1項に規定する報告は、次条に規定する実績報告により報告されたものとみなす。

(実績報告)

第6条 こども家庭センター長は、交付対象に係る児童生徒が通室した日数を、通室した日の属する月毎に、翌月10日までに様式第2号を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 規則第6条第3項に規定する通知は、規則第13条に規定する通知と併せて様式第3号により行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

伊予市教育支援教室「はばたき」通室費用補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

伊予市長 様

申請者（保護者等）

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり、伊予市教育支援教室「はばたき」通室費用補助金の交付を申請及び請求します。

- 1 対象児童生徒 氏 名
所属校 学校 年 組
- 2 補助金交付申請及び請求額 円
- 3 振込先口座（必須）

金融機関名	支店名
口座種別	
当 座	普 通
口座番号	
口座名義（カナ）	
（漢字）	

※口座名義人は申請者本人に限ります。

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

伊予市長 様

こども家庭センター長

年 月分 伊予市教育支援教室「はばたき」通室状況実績報告書
以下のとおり報告いたします。

氏名					
1 日	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他
2 日	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他
3 日	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他
4 日	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他
5 日	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他
6 日	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他
7 日	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他
8 日	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他
9 日	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他
10 日	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他
11 日	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他
12 日	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他
13 日	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他
14 日	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他
15 日	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他
16 日	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他
17 日	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他
18 日	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他
19 日	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他
20 日	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他
21 日	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他
22 日	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他
23 日	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他
24 日	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他
25 日	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他
26 日	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他
27 日	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他
28 日	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他
29 日	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他
30 日	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他
31 日	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他	送迎・JR・あい・他

※出席の日の通室手段(送迎:保護等送迎、JR:JR、あい:あいくる、他:その他)に○を記載してください。

※往路と復路で通室手段が異なる場合は、その内容を記載してください。

指令第 号
年 月 日

様

伊予市長

伊予市教育支援教室「はばたき」通室費用補助金
交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで申請のありました伊予市教育支援教室「はばたき」通室費用補助金について、下記のとおり決定するとともに、補助金額を確定したので通知します。

記

- 1 対象児童生徒氏名
- 2 補助金の額 月～ 月分 円
- 3 交付の条件
 - (1) 伊予市補助金等交付規則（令和 3 年伊予市規則第 9 号）及び伊予市教育支援教室「はばたき」通室費用補助金交付要綱（令和 年伊予市教育委員会告示第 号）に従うこと。
 - (2) 伊予市補助金等交付規則に基づく市長の命令及び補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件等に違反したときは、当該補助金の確定後においても交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部を市に返還させることがあること。